厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令

厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年厚生労働省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第十三条第二項第三号の申請書の記載事項） **第十二条**　法第十三条第二項第三号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～十　（略） 十一　法第十三条第四項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容（心身の故障により国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を的確に遂行することができない者） **第十二条の二**　法第十三条第四項第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を的確に遂行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 （法第十三条第六項の変更の認定の申請） **第十三条**　法第十三条第六項の変更の認定を受けようとする認定事業者（同条第五項に規定する認定事業者をいう。第十六条において同じ。）は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、当該変更が第十一条各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。 一～五　（略） （法第十三条第六項の変更の認定を要しない軽微な変更） **第十四条**　法第十三条第六項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 一・二　（略） （法第十三条第八項の変更の届出） **第十五条**　法第十三条第八項の規定による変更の届出は、当該変更の日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。この場合において、当該変更が第十一条各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。 一～五　（略） （身分証明書の様式） **第十五条の二**　法第十三条第十項の身分を示す証明書は、第七号様式によるものとする。 （国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の廃止の届出） **第十六条**　認定事業者は、法第十三条第五項に規定する認定事業を廃止したときは、その日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 一～四　（略）	（法第十三条第二項第三号の申請書の記載事項） **第十二条**　法第十三条第二項第三号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～十　（略） （新設） （新設） （法第十三条第五項の変更の認定の申請） **第十三条**　法第十三条第五項の変更の認定を受けようとする認定事業者（同条第四項に規定する認定事業者をいう。第十六条において同じ。）は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、当該変更が第十一条各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。 一～五　（略） （法第十三条第五項の変更の認定を要しない軽微な変更） **第十四条**　法第十三条第五項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 一・二　（略） （法第十三条第七項の変更の届出） **第十五条**　法第十三条第七項の規定による変更の届出は、当該変更の日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。この場合において、当該変更が第十一条各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。 一～五　（略） （新設） （国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の廃止の届出） **第十六条**　認定事業者は、法第十三条第四項に規定する認定事業を廃止したときは、その日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 一～四　（略）